

令和6年度
那覇港管理組合
(統一的な基準)

目 次

I 那覇港管理組合の財務書類の公表について

1 地方公会計制度の概要	1
2 統一的な基準の特徴	2
3 那覇港管理組合の取り組み	2
4 作成基準日	2
5 作成対象とする範囲	2
6 財務書類の見方	3
7 財務書類4表の表示単位	3

II 那覇港管理組合の財務書類(一般会計等)について

1 貸借対照表	4
2 行政コスト計算書	7
3 純資産変動計算書	9
4 資金収支計算書	10

III 那覇港管理組合の財務書類(特別会計・全体会計)について

1 貸借対照表	11
2 行政コスト計算書	12
3 純資産変動計算書	12
4 資金収支計算書	13

IV 那覇港管理組合の財務書類分析

1 資産形成度	14
2 世代間公平性	15
3 持続可能性	16
4 効率性	16
5 自律性	17

V その他特記事項について

1 経営上の重要な契約	17
-------------	----

I 那覇港管理組合の財務書類の公表について

1 地方公会計制度の概要

国・地方公共団体の公会計制度は、基本的に現金収支に着目した単式簿記が採用されてきました。しかしながら単式簿記は、発生主義の複式簿記を採用する企業会計と比べ、過去から積み上げた資産や負債などの状況を把握できないこと、また減価償却や引当金といった会計手続きの概念がないといった弱点があります。そこで、財政の透明性を高め、住民等に対する説明責任を適切に果たすとともに、財政の効率化・適正化を図るため、現金主義・単式簿記を補完するものとして、企業会計の考え方や手法を活用した発生主義・複式簿記に基づく財務書類等の作成・開示が推進されることとなりました。

地方公共団体における財務書類の整備については、総務省から平成12年と平成13年に普通会計のバランスシート、行政コスト計算書及び地方公共団体全体のバランスシートのモデルが示され、平成18年6月「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」が成立しました。

その後、同年8月には総務省から「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」が示され、これらの法律、指針により、地方の資産・債務改革の一環として、自治体の資産や債務の管理に必要な公会計をさらに整備することとなりました。具体的には、平成18年5月に公表された「新地方公会計制度研究会報告書」を基に、国の作成基準に準拠した新たな方式による連結ベースでの財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）の作成及び開示を行うよう、各地方公共団体に対して要請が行われました。

この要請に基づき各地方公共団体では公会計の整備を進めてきましたが、総務省は新地方公会計制度の導入にあたり平成18年には「総務省方式改訂モデル」と「基準モデル」の二つのモデルを示していました。さらに東京都は東京都方式、大阪府は大阪府方式と複数あることで他団体比較ができない等の問題が生じていました。このため総務省は平成25年8月に「研究会中間とりまとめ」を公表、平成26年3月に「地方自治体における固定資産台帳の整備等に関する作業部会報告書」「財務書類作成基準に関する作業部会報告書」を公表しました。

そして、平成27年1月総務大臣通達により発生主義・複式簿記の導入、固定資産台帳の整備により客観性・比較可能性を担保した「統一的な基準」による地方公会計の整備の方針が示され、すべての地方公共団体へこの統一的な基準での財務書類を平成30年3月までに作成するよう要請されました。

「統一的な基準」による地方公会計の整備が進むことにより、財政状況やストック情報が「見える化」され、固定資産台帳を整備することにより公共施設マネジメントが推進されるなど、地方公会計は、財務書類や固定資産台帳を作成するだけでなく、それをわかりやすく公表するとともに、資産管理や予算編成、行政評価等に活用されることが期待されています。

(※)

令和7年3月31日時点で、1788団体（都道府県及び市区町村）中、1704団体（95.3%）が統一的な基準による財務書類を作成済みです。各地方公共団体が、統一的な基準による財務書類を作成・開示することにより、全般的な財務状況をより多面的かつ合理的に明らかにすることができます。また、住民等に対するより一層の説明責任を果たすとともに、資産債務改革や予算編成を含む行政改革に積極的に活用され、限られた財源を「賢く使うこと」につながることが期待されます。

※作成済みは、統一的な基準による令和5年度決算に係る一般会計等財務書類を作成した団体を指します

2 統一的な基準の特徴

統一的な基準による財務書類の特徴として大きく三つ挙げられます。

- ①発生主義・複式簿記の導入
- ②固定資産台帳の整備
- ③比較可能性の確保

地方公会計制度の導入にあたり、総務省は「総務省方式改訂モデル」と「基準モデル」の二つのモデルを示していました。

「総務省方式改訂モデル」は、既存の決算統計情報を活用して、土地や建物などの資産評価を行い、段階的に固定資産台帳を整備しながら公共資産の評価を行う方法です。これに対し、「基準モデル」は最初に全ての固定資産の洗い出しを行い、公正価値で把握した上で、個々の取引情報を発生主義により複式記帳して財務書類を作成する方法です。そのため、次年度以降の固定資産増減を明確に把握できる特徴があります。

この「総務省方式改訂モデル」と「基準モデル」の良い特徴を併せ持ったのが「統一的な基準」といえます。統一的な基準による財務書類等によって団体間での比較可能性を確保できるようになりました。

3 那覇港管理組合の取り組み

当団体ではこれまで作成してきた基準モデルにかわり、平成28年度決算から統一的な基準による財務書類を作成しています。

統一的な基準での財務書類作成としたことで、住民等により分かりやすく当団体の財務状況を判断することができる材料の一つであることが期待されます。

4 作成基準日

作成基準日は、各会計年度の最終日です。今回の令和6年度決算分の基準日は、令和7年3月31日です。

なお、地方公共団体に設けられている出納整理期間(翌年度4月1日から5月31日までの間)の収支については、基準日までに終了したものとみなして取り扱っています。

5 作成対象とする範囲

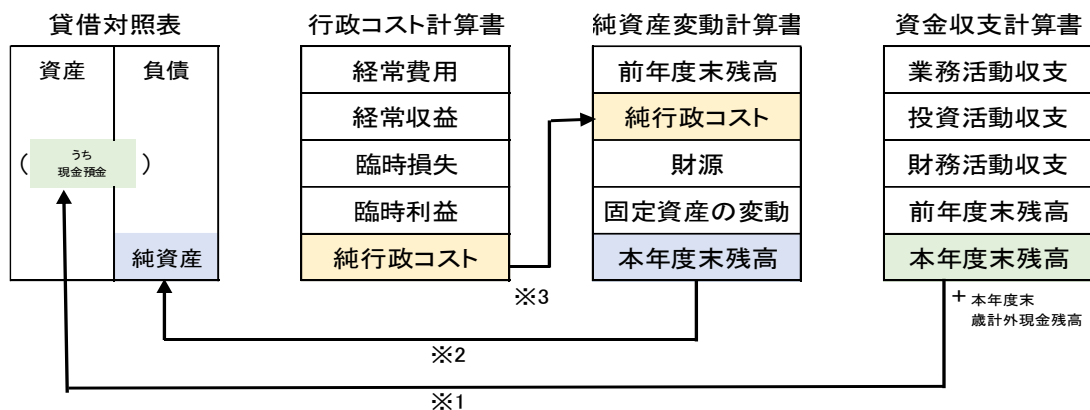
会計(団体名)	区分	連結方法	比例連結割合
一般会計等			
一般会計	-	-	-
全体会計(一般会計等下記特別会計を含める)			
特別会計	地方公営事業	全部連結	-
連結会計(全体会計に下記団体を含める)			
対象なし	-	-	-

6 財務書類の見方

発生主義・複式簿記による財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書等）は、現金主義・単式簿記の予算・決算情報を補完するものであり、発生主義会計では、現金決済を伴わないコスト取引（非資金取引）が把握できます。例えば、建物や工作物等は使用することや時間の経過によって徐々に価値が下がります。その価値の減少を減価償却費という形で把握します。また、退職手当については給料の後払いとしての性格があることから、毎年度、前もって勤務期間にわたり退職手当引当金繰入額等として把握します。このように現金主義では見えにくい減価償却費、退職手当引当金繰入額といったコスト情報、資産・負債のストック情報の把握が可能となります。

また、分析する際には、災害や資産の売却など年度毎に特殊な事情が考えられるため、単年度のみではなく経年で一定期間の推移を併せて見ることも重要です。

なお、財務書類4表の相互関係は以下のとおりです。



※1 貸借対照表の資産のうち「現金預金」の金額は、資金収支計算書の本年度末残高に本年度末歳計外現金残高を加えたものと一致します。

※2 貸借対照表の「純資産」の金額は、純資産変動計算書の本年度末残高と一致します。

※3 行政コスト計算書の「純行政コスト」の金額は、純資産変動計算書に記載されます。

7 財務書類4表の表示単位

本資料内金額は千円単位としています。千円単位未満を四捨五入しているため、合計金額が一致しない場合があります。

Ⅱ 那覇港管理組合の財務書類(一般会計等)について

1 貸借対照表(令和7年3月31日現在)

地方公共団体の決算書は、1年間で、どのような収入金額があり、その収入金額を何に用いたか、という単年度の収支状況は把握できますが、どれだけの資産や負債があるのか、という情報には至りません。しかし、この貸借対照表を見れば、基準日現在でどれだけの資産や負債があるのかを把握できます。

左側の「資産の部」は、保有する資産の内容や金額を記載しています。右側の「負債及び純資産の部」は、「資産」を形成するためにどのような財源措置をしてきたかを表しています。

「負債の部」は、今後負担すべき債務であることから将来世代に対しての負担ととらえることができ、一方で、「純資産の部」は、今後負担する必要性のない資産、言い換えればこれまでの世代や現在の世代、または、国・県が負担した金額です。

(千円)

貸借対照表					
資産の部			負債 及び 純資産の部		
勘定科目	令和6年度 一般会計等		勘定科目	令和6年度 一般会計等	
	金額	割合		金額	割合
1.固定資産	78,970,955	98.9%	1.固定負債	5,456,656	6.8%
(1)有形固定資産	78,970,583	98.9%	(1)地方債	5,448,608	6.8%
事業用資産	—	—	(2)長期未払金	—	—
インフラ資産	78,954,015	98.9%	(3)退職手当引当金	8,048	0.0%
物品	16,568	0.0%	(4)損失補償等引当金	—	—
(2)無形固定資産	189	0.0%	(5)その他	—	—
(3)投資その他の資産	183	0.0%	2.流動負債	687,475	0.9%
投資及び出資金	—	—	(1)1年内償還予定地方債	684,222	0.9%
投資損失引当金	—	—	(2)未払金	—	—
長期延滞債権	183	0.0%	(3)未払費用	—	—
長期貸付金	—	—	(4)前受金	—	—
基金	—	—	(5)前受収益	—	—
その他	—	—	(6)賞与等引当金	1,072	0.0%
徴収不能引当金	—	—	(7)預り金	2,181	0.0%
2.流動資産	845,801	1.1%	(8)その他	—	—
(1)現金預金	343,264	0.4%	負債の部合計	6,144,131	7.7%
(2)未収金	43	0.0%	(1)固定資産等形成分	79,473,449	99.6%
(3)短期貸付金	—	—	(2)余剰分(不足分)	△ 5,800,825	-7.3%
(4)基金	502,494	0.6%	(3)他団体等出資分	—	—
(5)棚卸資産	—	—	純資産の部合計	73,672,624	92.3%
(6)その他	—	—	負債及び純資産の部合計	79,816,755	100.0%
(7)徴収不能引当金	—	—			
資産の部合計	79,816,755	100.0%			

これまでに当団体では、一般会計等ベースで約79,817百万円の資産を形成しています。その資産のうち98.9%は有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産で形成されています。また、基金は総額約502百万円所有しており、資産総額の0.6%を占めています。

一方で、将来世代が負担すべき負債は約6,144百万円で、資産総額に対して7.7%です。負債の多くを占めるのは地方債であり、総額約6,133百万円です。

純資産は形成した資産に対して将来負担する必要がない金額を指しており、資産総額に対して92.3%です。この中で、余剰分(不足分)が約△5,801百万円となっていますが、これは基準日時点の負債に対する金銭不足額を指しており、ほぼ全ての地方公共団体でマイナスになることが予想されます。

【用語解説】

固定資産		
有形固定資産	事業用資産	公共サービスに供されている、インフラ資産以外の資産 (例:庁舎、学校、公民館、市町村営住宅、福祉施設など)
	インフラ資産	社会基盤となる資産(例:道路、橋、公園、上下水道施設など)
	物品	車輛、物品、美術品
無形固定資産		ソフトウェアや商標権等の権利など
投資その他の資産	投資及び出資金	有価証券、出資金、出捐金
	長期延滞債権	滞納繰越調定収入未済分
	長期貸付金	自治法第240条第1項に規定する債権である貸付金 (流動資産に区分されるもの以外)
	基金	流動資産に区分される以外の基金 (減債基金、その他の基金)
	その他	上記以外のもの
	徴収不能引当金	長期延滞債権に対する、将来の徴収不能見込額(不納欠損額)
流動資産		
現金預金	手許現金や普通預金など	
未収金	税金や使用料などの未収金	
短期貸付金	貸付金のうち、翌年度に償還期限が到来するもの	
基金	財政調整基金	
棚卸資産	売却目的保有資産(量水器等)	
その他	上記以外のもの	
徴収不能引当金	未収金に対する、将来の徴収不能見込額(不納欠損額)	

固定負債	
地方債	地方公共団体等が発行した地方債のうち、償還予定が1年超のもの
長期未払金	自治法第214条に規定する債務負担行為で確定債務とみなされるもの及び その他の確定債務のうち流動負債に区分されるもの以外
退職手当引当金	今後支払う退職金の見積額(原則、期末自己都合要支給額)
損失補償等引当金	履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体財政健全化法上、将来負担比率の 算定に含めた将来負担額を計上
その他	上記以外の固定負債
流動負債	
地方債(1年内)	地方公共団体等が発行した地方債のうち、1年以内に償還予定のもの
未払金	基準日時点までに支払義務発生の原因が生じており、その金額が確定し、または合理的に見積もることが できるもの
未払費用	一定の契約に従い、継続して役務の提供を受けている場合、基準日時点において既に提供された役務に対 して未だその対価の支払を終えていないもの
前受金	基準日時点において、代金の納入は受けているが、これに対する義務の履行を行っていないもの
前受収益	一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、基準日時点において未だ提供していない役務に対し 支払を受けたもの
賞与等引当金	基準日時点までの期間に対応する期末・勤勉手当及び法定福利費
預り金	基準日時点において、第三者から寄託された資産に係る見返負債
その他	上記以外の流動負債
(純資産)	
固定資産等形成分	資産形成のために充当した資源の蓄積
余剰分(不足分)	地方公共団体等の費消可能な資源の蓄積
他団体出資等分	地方公共団体等の持分以外の部分(全部連結の場合)

2 行政コスト計算書(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

行政コスト計算書は、民間企業の損益計算書にあたるもので、行政運営にかかったコストのうち、例えば人的サービスや給付サービスなど、資産形成につながらない行政サービスに要したコストを表したものです。また、実際に現金の支出を伴うサービスのほかに、減価償却費や退職手当引当金などの現金支出を伴わないコストまでを含めて表しています。

さらに、その行政サービスの提供に係る使用料や手数料等といった受益者負担がどの程度あったかを把握することができます。

経常費用と経常収益の差額に臨時的な損益を加えた純行政コストは、受益者負担以外の税収及び国県等補助金収入で賄わなければならないコストを表しています。

こうしたコストを把握することで、内部的な行政活動の効率化や単年度の資産形成費用の多寡にのみ着目せずに、長期的なコスト意識を醸成することにもつながるものと考えられます。

行政コスト計算書 (千円)		
勘定科目	令和6年度	
	一般会計等	
	金額	割合
経常費用	3,064,015	100%
1.業務費用	2,095,448	68.4%
(1)人件費	60,661	2.0%
(2)物件費等	1,975,488	64.5%
内、減価償却費	1,196,621	39.1%
(3)その他の業務費用	59,299	1.9%
2.移転費用	968,567	31.6%
(1)補助金等	968,546	31.6%
(2)社会保障給付	—	—
(3)他会計への繰出金	—	—
(4)その他	21	0.0%
経常収益	320,287	10.5%
1.使用料及び手数料	270,427	—
2.その他	49,860	—
純経常行政コスト	2,743,728	—
臨時損失	—	—
臨時利益	—	—
純行政コスト	2,743,728	—

毎年継続的に発生する費用である経常費用は約3,064百万円です。経常費用は、業務費用と移転費用の二つに区分されており、人件費や物件費などの業務費用が約2,095百万円で68.4%、補助金や他会計への繰出金など外部へ支出される移転費用が約969百万円で31.6%です。また、貸借対照表で計上している有形固定資産や無形固定資産の1年間の価値の目減り分である減価償却費は約1,197百万円計上されています。

一方で、サービスの対価として徴収する使用料や手数料、受取利息などの経常収益は約320百万円であり、経常費用に対して10.5%です。この数字は将来的には受益者負担が適正かどうかを検討する場合の一つの材料として使用することが考えられます。

臨時的に発生した損益を含めて、最終的な純行政コストは約2,744百万円です。この純行政コストに対してどのような財源を調達したかについては純資産変動計算書で表されます。

【用語解説】

【7月1日～7月31日】		
経常費用		
業務費用	人件費	職員給与費や賞与等引当金繰入額、退職手当引当金繰入額など
	物件費等	職員旅費、委託料、消耗品や備品購入費(消費的性質)、施設等の維持修繕にかかる経費や減価償却費など
	その他の業務費用	支払利息、徴収不能引当金繰入額、過年度分過誤納還付など
移転費用	補助金等	住民または外部団体への補助金等
	社会保障給付費	生活保護などの社会保障費(扶助費)
	他会計への繰出金	特別会計への資金移動
	その他	上記以外の移転費用
経常収益		
使用料及び手数料	財・サービスの対価として使用料・手数料の形態で徴収する金銭	
その他	過料、預金利子など	
(臨時的な損益)		
臨時損失	資産除売却損、その他の損失	
臨時利益	資産売却益、その他の収益	

3 純資産変動計算書(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

純資産変動計算書は、貸借対照表の純資産が、1年間でどのような要因で増減したかを表すもので、本年度末純資産残高は貸借対照表の純資産合計と一致します。

また、1年間の純行政コストと財源を比較することにより、行政サービスの提供に必要となるコストが受益者負担以外の財源によってどの程度賄われているかを把握することが可能となります。

純資産変動計算書		(千円)
勘定科目	令和6年度	
	一般会計等	金額
前年度末純資産残高		81,364,035
1.純行政コスト		△ 2,743,728
2.財源		2,448,662
(1) 税収等		1,978,174
(2) 国県等補助金		470,488
本年度差額		△ 295,066
1.固定資産等の変動(内部変動)		—
2.資産評価差額		—
3.無償所管換等		△ 7,402,602
4.他団体出資等分の増加		—
5.他団体出資等分の減少		—
6.比例連結割合変更に伴う差額		—
7.その他		6,257
本年度純資産変動額		△ 7,691,410
本年度末純資産残高		73,672,624

行政コスト計算書の純行政コスト約△2,744百万円に対して、税収や各種交付金、分担金や負担金、他会計からの繰入金である税収等は約1,978百万円、国県からの補助金が約470百万円であり、純行政コストと財源の差額は約△295百万円です。

【用語解説】

純行政コスト	行政コスト計算書で計算される費用
財源：税収等	市町村が徴収する税や、構成団体からの負担金など
財源：国県等補助金	国庫支出金及び都道府県支出金など
固定資産等の変動	固定資産形成・余剰分(不足分)の内部的増減
資産評価差額	有価証券等の評価差額
無償所管換等	無償で譲渡または取得した固定資産の評価額など
他団体出資等分の増加・減少	外部団体への出資等分にかかる増減(全部連結の場合)
比例連結割合変更に伴う差額	構成団体の負担割合変更による調整額
その他	上記以外の純資産増減

4 資金収支計算書(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

資金収支計算書は、単年度の資金の収支を表し、1年間の資金の増減を、業務活動収支・投資活動収支・財務活動収支に3区分し、どのような活動に資金が必要であったかを示しています。また、本年度末現金預金残高は、貸借対照表の流動資産の現金預金の金額と一致します。

業務活動収支は、日常の行政サービスを行う上での収入と支出を表しています。投資活動収支は、資産形成等に関する収入と支出を表しています。財務活動収支は、地方債等の発行や償還に関する収入と支出を表しています。

資金収支計算書		(千円)
勘定科目	令和6年度	
	一般会計等	
	金額	
1.業務活動収支	664,245	
業務支出	1,859,344	
業務収入	2,523,589	
臨時支出	-	
臨時収入	-	
2.投資活動収支	△ 499,616	
投資活動支出	791,694	
投資活動収入	292,078	
3.財務活動収支	△ 68,187	
財務活動支出	695,887	
財務活動収入	627,700	
本年度資金収支額	96,443	
前年度末資金残高	244,640	
比例連結割合変更に伴う差額	-	
本年度末資金残高	341,083	
前年度末歳計外現金残高	17,054	
本年度末歳計外現金増減額	△ 14,873	
本年度末歳計外現金残高	2,181	
本年度末現金預金残高	343,264	

経常的な業務活動収支においては、約664百万円の黒字です。それに対し、投資活動収支は約500百万円の赤字です。

主な投資活動支出として、公共施設等整備支出で約626百万円、基金の積立支出が約166百万円あります。主な投資活動収入として、公共施設整備および積立に係る補助金が約246百万円あります。

財務活動収支は地方債等の償還と発行が関わっており、約68百万円の赤字です。これは、地方債を発行した額が償還額よりも少なかったためであり、貸借対照表の負債である地方債総額の減少につながっています。

【用語解説】

業務活動収支	業務支出・業務収入	日常の行政サービスを行う上での収入と支出(経常的に発生する収支)
	臨時支出・臨時収入	臨時的に発生する収入と支出(災害にかかるものなど)
投資活動収支	資産形成等に関する収入と支出(固定資産取得や売却、基金積立や取崩など)	
財務活動収支	地方債の発行や償還、その他財務活動に関する収入と支出	

Ⅲ那覇港管理組合の財務書類(特別会計・全体会計)について

1 貸借対照表(令和7年3月31日現在)

特別会計			(千円)		
貸借対照表					
資産の部			負債 及び 純資産の部		
勘定科目	特別会計		勘定科目	特別会計	
	金額	割合		金額	割合
1.固定資産	84,086,785	99.7%	1.固定負債	8,510,663	10.1%
(1)有形固定資産	82,176,625	97.4%	(1)地方債	8,510,663	10.1%
事業用資産	82,168,651	97.4%	(2)長期未払金	-	-
インフラ資産	-	-	(3)退職手当引当金	-	-
物品	7,973	0.0%	(4)損失補償等引当金	-	-
(2)無形固定資産	-	-	(5)その他	-	-
(3)投資その他の資産	1,910,161	2.3%	2.流動負債	760,853	0.9%
投資及び出資金	-	-	(1)1年内償還予定地方債	760,853	0.9%
投資損失引当金	-	-	(2)未払金	-	-
長期延滞債権	3,761	0.0%	(3)未払費用	-	-
長期貸付金	-	-	(4)前受金	-	-
基金	1,906,443	2.3%	(5)前受収益	-	-
その他	-	-	(6)賞与等引当金	-	-
徴収不能引当金	△ 43	0.0%	(7)預り金	-	-
2.流動資産	280,321	0.3%	(8)その他	-	-
(1)現金預金	279,995	0.3%	負債の部合計	9,271,516	11.0%
(2)未収金	354	0.0%	(1)固定資産等形成分	84,086,785	99.7%
(3)短期貸付金	-	-	(2)余剰分(不足分)	△ 8,991,195	-10.7%
(4)基金	-	-	(3)他団体等出資分	-	-
(5)棚卸資産	-	-	純資産の部合計	75,095,590	89.0%
(6)その他	-	-	負債及び純資産の部合計	84,367,106	100.0%
(7)徴収不能引当金	△ 28	0.0%			
資産の部合計	84,367,106	100.0%			

全体会計			(千円)		
貸借対照表					
資産の部			負債 及び 純資産の部		
勘定科目	全体会計		勘定科目	全体会計	
	金額	割合		金額	割合
1.固定資産	163,057,740	99.3%	1.固定負債	13,967,319	8.5%
(1)有形固定資産	161,147,208	98.2%	(1)地方債	13,959,271	8.5%
事業用資産	82,168,651	50.0%	(2)長期未払金	-	-
インフラ資産	78,954,015	48.1%	(3)退職手当引当金	8,048	0.0%
物品	24,541	0.0%	(4)損失補償等引当金	-	-
(2)無形固定資産	189	0.0%	(5)その他	-	-
(3)投資その他の資産	1,910,344	1.2%	2.流動負債	1,448,328	0.9%
投資及び出資金	-	-	(1)1年内償還予定地方債	1,445,075	0.9%
投資損失引当金	-	-	(2)未払金	-	-
長期延滞債権	3,944	0.0%	(3)未払費用	-	-
長期貸付金	-	-	(4)前受金	-	-
基金	1,906,443	1.2%	(5)前受収益	-	-
その他	-	-	(6)賞与等引当金	1,072	0.0%
徴収不能引当金	△ 43	0.0%	(7)預り金	2,181	0.0%
2.流動資産	1,126,122	0.7%	(8)その他	-	-
(1)現金預金	623,259	0.4%	負債の部合計	15,415,647	9.4%
(2)未収金	396	0.0%	(1)固定資産等形成分	163,560,234	99.6%
(3)短期貸付金	-	-	(2)余剰分(不足分)	△ 14,792,019	-9.0%
(4)基金	502,494	0.3%	(3)他団体等出資分	-	-
(5)棚卸資産	-	-	純資産の部合計	148,768,215	90.6%
(6)その他	-	-	負債及び純資産の部合計	164,183,862	100.0%
(7)徴収不能引当金	△ 28	0.0%			
資産の部合計	164,183,862	100.0%			

2 行政コスト計算書(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

(千円)

行政コスト計算書				
勘定科目	特別会計		全体会計	
	金額	割合	金額	割合
経常費用	1,472,431	100%	4,536,445	100%
1.業務費用	1,208,131	82.1%	3,303,579	72.8%
(1)人件費	15,249	1.0%	75,909	1.7%
(2)物件費等	1,115,132	75.7%	3,090,620	68.1%
内、減価償却費	612,284	41.6%	1,808,905	39.9%
(3)その他の業務費用	77,750	5.3%	137,049	3.0%
2.移転費用	264,300	17.9%	1,232,867	27.2%
(1)補助金等	221,268	15.0%	1,189,814	26.2%
(2)社会保障給付	—	—	—	—
(3)他会計への繰出金	—	—	—	—
(4)その他	43,032	2.9%	43,053	0.9%
経常収益	1,528,071	103.8%	1,848,358	40.7%
1.使用料及び手数料	1,189,876	—	1,460,303	—
2.その他	338,196	—	388,056	—
純経常行政コスト	△ 55,641	—	2,688,087	—
臨時損失	—	—	—	—
臨時利益	—	—	—	—
純行政コスト	△ 55,641	—	2,688,087	—

3 純資産変動計算書(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

(千円)

純資産変動計算書		
勘定科目	特別会計	全体会計
	金額	金額
前年度末純資産残高	67,168,200	148,532,235
1.純行政コスト	55,641	△ 2,688,087
2.財源	—	2,448,662
(1)税収等	—	1,978,174
(2)国県等補助金	—	470,488
本年度差額	55,641	△ 239,425
1.固定資産等の変動(内部変動)	—	—
2.資産評価差額	—	—
3.無償所管換等	7,402,602	—
4.他団体出資等分の増加	—	—
5.他団体出資等分の減少	—	—
6.比例連結割合変更に伴う差額	—	—
7.その他	469,148	475,405
本年度純資産変動額	7,927,391	235,980
本年度末純資産残高	75,095,590	148,768,215

4 資金収支計算書(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

(千円)

資金収支計算書		
勘定科目	特別会計	全体会計
	金額	金額
1.業務活動収支	669,441	1,333,686
業務支出	859,902	2,719,246
業務収入	1,529,343	4,052,932
臨時支出	－	－
臨時収入	－	－
2.投資活動収支	△ 381,704	△ 881,320
投資活動支出	491,554	1,283,248
投資活動収入	109,850	401,928
3.財務活動収支	△ 333,482	△ 401,669
財務活動支出	764,882	1,460,769
財務活動収入	431,400	1,059,100
本年度資金収支額	△ 45,745	50,698
前年度末資金残高	325,740	570,380
比例連結割合変更に伴う差額	－	－
本年度末資金残高	279,995	621,078
前年度末歳計外現金残高	－	17,054
本年度末歳計外現金増減額	－	△ 14,873
本年度末歳計外現金残高	－	－
本年度末現金預金残高	279,995	623,259

Ⅳ那覇港管理組合の財務書類分析

統一的な基準による地方公会計マニュアル(令和7年3月改訂)の中に財務書類等活用の手引きがあり、その中で5項目の視点に対する分析指標が示されています。

今回の指標につきましては、一般会計等財務書類から金額を引用しています。

1 資産形成度

資産形成度は、「将来世代に残る資産はどのくらいあるか」を表したものです。決算統計に財政指標がありますが、いずれも資産形成度を表す指標ではないため、資産形成度に関する指標は財務書類を作成することによって初めて得られるものです。

貸借対照表は、資産の部において地方公共団体の保有する資産のストック情報を一覧表示しており、これを住民一人当たり資産額や歳入額対資産比率、有形固定資産減価償却率といった指標を用いてさらに分析することにより、住民等に対して新たな情報を提供するものといえます。

指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
資産形成度 将来世代に残る資産はどれくらいあるのか	人口	1,454,890人	1,462,940人	1,462,871人	1,462,046人	1,461,140人
	資産額(千円)	90,621,947	89,903,146	88,662,944	87,583,176	79,816,755
	住民一人当たり資産額(千円)	62.3	61.5	60.6	59.9	54.6
	歳入額(千円)	3,288,567	4,088,101	3,784,616	3,301,810	3,688,007
	歳入額対資産比率	27.6年	22.0年	23.4年	26.5年	21.6年
	有形固定資産減価償却率	51.8%	54.1%	56.5%	58.6%	66.5%

歳入額対資産比率【資産合計÷歳入総額】

当該年度の歳入総額に対する資産の比率を算出することにより、これまでに形成されたストックとしての資産が、歳入の何年分に相当するかを表し、地方公共団体の資産形成の度合いを把握することができます。

有形固定資産減価償却率【有形固定資産減価償却累計額÷有形固定資産取得価額(非償却資産除く)】

有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができます。言い換えると「帳簿上の老朽化」を表すものです。

固定資産台帳等を活用することで、行政目的別や施設別の比率も算出することができます。

2 世代間公平性

世代間公平性は、「将来世代と現世代との負担はどのようになっているか」を表したもので、貸借対照表上の資産、負債及び純資産の対比によって明らかにされるものです。

世代間公平性を表す指標としては、地方財政健全化法における将来負担比率もありますが、貸借対照表は、財政運営の結果として、資産形成における将来世代と現世代までの負担のバランスが適切に保たれているのか、どのように推移しているのかを端的に把握することを可能にするものです。

ただし、将来世代の負担となる地方債の発行については、原則として将来にわたって受益の及ぶ施設の建設等の資産形成に充てることができるものであり（建設公債主義）、その償還年限も、当該地方債を財源として建設した公共施設等の耐用年数を超えないこととされています（地方財政法第5条及び第5条の2）。したがって、地方財政においては、受益と負担のバランスや地方公共団体の財政規律が一定程度確保されるように既に制度設計されていることにも留意しておく必要があります。なお、地方債の中には、その償還金に対して地方交付税措置が講じられているものがあるため、この点にも留意が必要です。

指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
世代間公平性 将来世代と現世代との負担は どのようになっているか	資産額(千円)	90,621,947	89,903,146	88,662,944	87,583,176	79,816,755
	純資産(千円)	83,083,859	82,705,267	82,108,593	81,364,035	73,672,624
	純資産比率	91.7%	92.0%	92.6%	92.9%	92.3%
	社会資本等形成の世代間負担負担比率 (将来世代負担比率)	8.3%	8.0%	7.4%	7.1%	7.8%

※将来世代負担比率の算出につきましては、地方債残高のうち、

- ・臨時財政特例債
- ・減税補填債
- ・臨時税収補填債
- ・臨時財政対策債
- ・減収補填債特例分

を除いた地方債残高を有形・無形固定資産合計額で除しています。

3 持続可能性(健全性)

持続可能性(健全性)は、「財政に持続可能性があるか(どのくらい借金があるか)」を表しており、財政運営に関する本質的な視点です。

貸借対照表においては、退職手当引当金や未払金など、発生主義により全ての負債を捉えることになります。

指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
持続可能性 財政に持続可能性があるか (どのくらい借金があるか)	負債額(千円)	7,538,088	7,197,879	6,554,351	6,219,141	6,144,131
	住民一人当たりの負債額(千円)	5.2	4.9	4.5	4.3	4.2
	業務・投資活動収支(千円)	518,896	268,717	589,198	531,975	340,881

※業務・投資活動収支の算出につきましては、業務活動収支(支払利息支出を除く)＋投資活動収支(基金積立金支出及び基金取崩収入を除く)となっています。

4 効率性

効率性は、「行政サービスは効率的に提供されているか」を表しています。地方自治法においても、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」とされているものであり(同法第2条第14項)、財政の持続可能性と並んで住民の関心が高い視点です。

行政コスト計算書は地方公共団体の行政活動に係る人件費や物件費等の費用を発生主義に基づきフルコストとして表示するものであり、行財政の効率化を目指す際に不可欠な情報を一括して提供するものです。

住民一人当たり純行政コスト等の指標を用いることによって、効率性の度合いを定量的に測定することが可能となります。

指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
効率性 行政サービスは効率的に提供されているか	純行政コスト(千円)	3,122,369	3,154,008	2,935,787	2,985,045	2,743,728
	住民一人当たり純行政コスト(千円)	2.1	2.2	2.0	2.0	1.9

5 自律性

自律性は、「歳入はどのくらい税収等で賄われているか(受益者負担の水準はどのようになっているか)」といった住民等の関心に基づくものです。

これは、地方公共団体の財政構造の自律性に関するものであり、財務書類についても、行政コスト計算書において使用料・手数料などの受益者負担の割合を算出することが可能であるため、これを受益者負担水準の適正さの判断指標として用いることができます。

指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
自律性						
受益者負担の水準はどのようになっているか	受益者負担比率	5.1%	6.9%	14.9%	8.5%	10.5%

受益者負担比率【経常収益÷経常費用】

V その他特記事項について

1 経営上の重要な契約

那覇国際コンテナターミナル(株)との賃貸借契約

那覇港管理組合は、民間の技術やノウハウを活用するため、港湾法第54条第3項に基づく特定埠頭運営事業として、那覇国際コンテナターミナル(株)を那覇港公共国際コンテナターミナルの管理運営者として認定し、三井倉庫(株)が中核企業となった那覇国際コンテナターミナル(株)と平成27年に賃貸借契約を締結しています。なお、当該契約の主な内容は次のとおりです。

契約者：那覇港管理組合

契約相手方：那覇国際コンテナターミナル(株)

賃貸借物件：那覇港公共国際コンテナターミナル用地及び同ターミナル用地の管理に必要な構築物

目的：沖縄21世紀ビジョンに位置づけられた「民間主導による自立型経済の構築」を継承発展するため、那覇港新港ふ頭地区の9号及び10号ターミナルを、一体的に運営可能な能力を有する民間企業に長期貸付け、事業者の創意工夫による効率的な運営により、国際競争力の向上を図り、国際海上輸送コストの低減や航路誘致による産業立地、雇用拡大を実現することを目的とする当該物件の賃貸借契約

契約締結日：2015年12月22日

賃貸借期間：2016年1月1日から2025年12月31日

監視委員会：賃貸借契約第37条に基づき、監視委員会を設置し、必要に応じて随時開催している。監視委員会は、外部の有識者から構成され、議を行い、必要に応じて審議内容を踏まえた業務改善などの協議を行っている。